◇都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二四号）（国土交通省）

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第二四号）の施行期日は、平成二三年七月二五日とすることとした。

――――――――――

◇都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令（政令第二二五号）（国土交通省）

1　民間事業者が協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模は、一ヘクタールとすることとした。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては、〇・五ヘクタールとすることとした。（第二条関係）

2　熱供給施設に準ずる施設は、水等を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備とすることとした。（第三条関係）

3　公共下水道の排水施設から下水を取水するために設ける接続設備は排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること等の公共下水道管理者の許可に係る基準を定めることとした。（第四条関係）

4　公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物は、凝集剤であって公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとすることとした。（第五条関係）

5　この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年七月二五日）から施行することとした。

――――――――――

◇予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二二六号）（厚生労働省）

1　予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第八五号）の施行に伴い、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成二一年政令第二七七号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

――――――――――

法律

鉱業法の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第八十四号

鉱業法の一部を改正する等の法律

（鉱業法の一部改正）

第一条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　鉱業権（第十一条―第七十条）」を

「第二章　鉱業権
　第一節　通則（第十一条―第二十条）
　第二節　鉱業権の設定
　　第一款　出願による鉱業権の設定（第二十一条―第三十七条）
　　第二款　特定開発者の選定による鉱業権の設定（第三十八条―第四十二条）
　第三節　鉱業権の変更等（第四十三条―第五十九条）
　第四節　鉱業権の登録（第六十条―第七十二条）
　第五節　鉱業の実施（第七十三条―第百条）」

に、「第四章　勧告及び協議（第八十八条―第百条）」を「第四章　勧告及び協議（第八十八条―第百条の二）」に、「第百六十四条」を「第百二十五条」に改め、「第六章の二　地方鉱業協議会（第百六十五条―第百七十条）」を削り、「第百七十一条―第百八十条」を「第百二十六条―第百三十五条」に、「第百八十一条―第百九十条」を「第百三十六条―第百四十六条」に、「第百九十一条―第百九十四条」を「第百四十七条―第百五十二条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（特定鉱物）

第六条の二　この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

第十条中「（鉱業権」を「（第二十一条第一項の規定による鉱業権」に改め、「設定の出願」の下に「（以下「鉱業出願」という。）」を加える。

第二章中第十一条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第十三条ただし書中「採掘権は、抵当権及び租鉱権」を「第二十一条第一項の規定により設定された採掘権にあつては抵当権及び租鉱権の、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された採掘権にあつては抵当権」に改める。